

臨時教育研究評議会議事録

I 日 時 平成 20 年 7 月 3 日 (木) 14 時 00 分～14 時 35 分

II 会 場 本部棟 5 階「大会議室」

III 出席者 議 長 岩崎学長

評議員 腰塚、泉、波多野、吉武、谷川、山田、水林、坪井、山田、赤平、田中、田瀬、
清水、中山、山田、北脇、堀、金井、海老原、大塚、阿江、西川、竹内、溝上、
植松、宇川、井上、石田、五十殿、吉川、加賀、佐藤、深水、板野

代理出席 香田社会・システムマネジメント専攻長(吉田理工学群長代理)、
吉田心理学系長(菊池人間総合科学研究科副研究科長代理)、
奥山教授(本澤社会学類長代理)

IV 配付資料 大学教員の懲戒に係る調査委員会の調査結果について(報告)

審査説明書(案)

研究不正行為について(報告)

研究公正委員会調査報告書

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則及び教育研究評議会の議事等に関する規程(抜粋)

V 議 事

(1) 大学教員の懲戒について

学長から、本件については、平成 20 年 3 月 6 日開催の臨時教育研究評議会に設置した調査委員会において調査を行い、学長に対して調査報告書が提出された旨の説明があった。

次いで、調査委員会委員長である波多野副学長から、配付資料(回収資料)に基づき、同調査委員会の調査結果について説明があり、審議の結果、それぞれの懲戒対象者について、原案どおりの懲戒処分(「解雇」、「停職 4 月」、「停職 3 月」)を行うことが承認された。

引き続き、学長から、本件について本人から申し立てがあれば、文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとされているため、申し立てがあった場合は、調査委員会委員及び研究公正委員会委員長が意見陳述の対応をし、次回の教育研究評議会において陳述内容を報告することとする旨の説明があった。

最後に、学長から、評議員に対して、今回の事態を真摯に受け止め、今後、研究者倫理のより一層の向上を図るよう指示があった。

以 上